

年ごとに見直されます。
療費の動向などを踏まえて
保険料率は県内均一で、医
療費の算定方法

後期高齢者医療制度の保険
料は個人ごとに計算されます。
全員が負担する「均等割額」と、
所得に応じて負担する「所得
割額」の合計になります。

②所得割額の軽減
賦課のもととなる金額が58
万円以下の場合、2割軽減
されます。

○年金受給額が年額18万円未
満のかた

■お問い合わせ 保険年金課

☎0297(2)2187 直通

保険料の算定方法

後期高齢者医療制度には、
低所得者の負担を軽減するた
めの「軽減制度」があります。

①均等割額の軽減
世帯(被保険者全員と世帯
主)の総所得金額などの合
計が一定の基準以下の場合、
9～2割軽減されます。

原則として年金から天引き
する「特別徴収」になります。
ただし、次のいずれかに該当
するかたは、納付書または口
座振替により金融機関などで
納付する「普通徴収」になります。

※特別徴収による納付につい
ては、申請により納付方法
を口座振替による納付に変
更することができます。変
更を希望されるかたは、手
続きが必要になりますので、
保険年金課医療福祉係まで
お問い合わせください。

後期高齢者 医療保険料 について



年間保険料

(限度額 57万円)

均等割額
39,500 円

所得割額

賦課のもととなる金額(※)
×8.00%(所得割率)

※ 賦課のもととなる金額=平成28年中の所得金額-基礎控除33万円

保険料の納付

③後期高齢者医療制度に加入
する前日に、被用者保険の
被扶養者であつた場合、均
等割額は7割軽減され所得
割額の負担はありません。
ただし、国民健康保険及び
国民健康保険組合に加入し
ていたかたは対象になります。

※所得の申告をしていない
場合は軽減の対象となり
ませんので、必ず申告を
してください。

○介護保険料が年金から天引
き(特別徴収)されていない
かた

○後期高齢者医療保険料と介
護保険料の合計額が、年金
受給額の半分を超えるかた

※平成28年度中に保険料額の
変更などにより年金からの
天引き(特別徴収)が中止
になったかたや平成28年10
月2日以降に後期高齢者医
療制度に加入したかたは、
年金からの天引き(特別徴
収)は、早く平成29年10
月から開始予定です。それ
までは、納付書または口座
振替により納めていただき
ます。

年金からの天引き(特別徴
収)は、早く平成29年10
月から開始予定です。それ
までは、納付書または口座
振替により納めていただき
ます。